

(第139期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第139期報告書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

 **川崎汽船株式会社**

証券コード：9107

事業報告	1
連結貸借対照表	19
連結損益計算書	21
連結株主資本等変動計算書	22
連結注記表	23
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本	27
貸借対照表	28
損益計算書	31
株主資本等変動計算書	32
個別注記表	33
会計監査人監査報告書 謄本	39
監査役会監査報告書 謄本	40

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期の内外の経済は、米国において住宅投資が鈍化傾向を見せましたが、個人消費は力強く推移し、欧州経済も内需の拡大が続き、欧米揃って経済は順調に推移しました。アジア地域では、欧米への輸出が拡大し、特に中国では輸出に加え原材料の輸入が拡大しました。わが国経済も個人消費、設備投資を中心に内需が堅調であったことに加え、輸出も好調であり、製造業を中心に緩やかな経済成長が持続しました。

海運業を取り巻く環境につきましては、好調な内外経済を反映し、ドライバルクの市況は概ね高水準を維持し、コンテナ船の荷動きも順調に伸び、また、自動車船、タンカー、LNG船などの荷動きも堅調に推移しました。

このような経営環境の下、当社グループは中期経営計画“K” LINE Vision2008+の方針に基づき、持続的成長と安定収益体制の確立に取り組みました。その結果、当期の連結売上高は前期より1,447億20百万円増加して1兆855億39百万円となり、初めて1兆円を超えることができました。しかしながら、燃料油価格の歴史的な高騰及びコンテナ船欧州航路などにおける運賃下落の影響を大きく受けて、営業利益は前期より266億19百万円減少の613億56百万円、経常利益は前期より246億45百万円減少の639億27百万円となり、これに特別損益等を加減し、当期純利益は、前期に対し、109億9百万円減少の515億14百万円となりました。

なお、当期の事業のセグメント別の概況は、次の通りです。

① 海運業

〔コンテナ船部門〕

コンテナ船部門では、北米航路の荷動きは過去数年間の好調な荷動きの牽引役でもあった住宅関連物資の伸びが鈍化しましたが、一般消費財の荷動きは好調に推移し、アジアからの荷動きは全体では前期比約10%の伸びを示しました。当社は北米東岸向け増便や新ルート開設など輸送力強化を図った結果、北米向け積高は前期比11%の増加となりました。欧州航路では地中海航路の荷動きが堅調に推移したことに加えて、北欧州、特にロシア向けの荷動きが顕著な伸びを見せる中、就航船舶の大型化を実施した結果、同航路の積高は12%増加しました。また、南米西岸航路への投入隻数を増加したほか、アジア域内航路も2航路を開設するなど増強を行った結果、アジア、南北航路での積高は前期比15%の増加となりました。部門全

体で積高は11%の増加となりました。しかしながら、平成17年末より下落した欧州向け運賃と燃料油をはじめ諸コストの増加もあり、アライアンス規模での合理化を進めたものの、業績は所期の見込みを下回り前期比増収減益となりました。

〔不定期専用船部門〕

ドライバルク部門については、大型船市況は、中国の鉄鉱石輸入量が前期比で約5,000万トン増の約3億2,600万トンに達するなど堅調な荷動きに支えられ、6月以降は前期を上回る高水準で推移しました。また、石炭の世界海上輸送量、セメント・鋼材輸送量が急増した影響で、中小型船市況も高水準で推移しました。期中の燃料油価格の高騰や、豪州の石炭積出港での滞船長期化による船腹稼働率の低下などのマイナス要因もありましたが、22隻の新造船の竣工による事業規模の拡大と、手持ち船腹の効率的配船により、ドライバルク部門全体では前期比で増収増益となりました。

自動車船部門については、日本からの完成車輸出が、北米、欧州、中近東、アフリカ等、各方面で大幅に増加した結果、当社輸送台数は前期比15%の増加となりました。特に北米向けの輸送台数は前期比37%の増加、また中近東・アフリカ向けについても32%と前期を大きく上回る伸びを記録しました。8隻の新造船の竣工による輸送能力の増強並びに船隊の効率的な配船により収益機会の確保に努めた結果、安定した収益をあげることが出来ました。

不定期専用船部門全体としては、前期比増収増益となりました。

〔エネルギー資源輸送部門〕

液化天然ガス輸送船については、新たに三国間トレード向け新造船2隻が期中に竣工する等、当社が保有・運航に関与する船舶は合計31隻に拡大し、全船とも順調に稼働、安定的な収益を確保することができました。今後とも拡大するLNG需要への対応、新規顧客開拓並びに既存顧客との関係強化を図り、業容の拡大に努めてまいります。

油槽船については、運賃市況がOPECの減産、北半球の暖冬傾向から、一時的に軟化する場面もありましたが、米国、中国及び東南アジアを始め世界の石油需要は引き続き旺盛で、総じて堅調に推移しました。当社は効率的な配船に努めましたが、運航費の高騰などから、収益面では前期を若干下回る結果となりました。

エネルギー資源輸送部門全体として、前期比増収ながら利益面では概ね横ばいに留まりました。

[内航・フェリー部門]

内航部門は国内の鉄鋼・セメント業界の需要が旺盛であり石灰石専用船を中心に高稼働を維持しました。またRORO船サービスでは新造船の代替投入、新規航路の開設により営業規模の拡大をはかりました。

フェリー部門においては、八戸ー苫小牧航路を一日4便にほぼ倍増し輸送量の拡大により大幅増収となりました。

内航部門・フェリー部門全体としては、積極的な営業活動により前期を上回る売上高となりましたが、燃料油価格の高騰等の影響を受けて厳しい業績となりました。

この結果、海運業部門全体では、売上高は9,369億43百万円（前期比16.2%増）、営業利益は453億68百万円（前期比39.0%減）となりました。

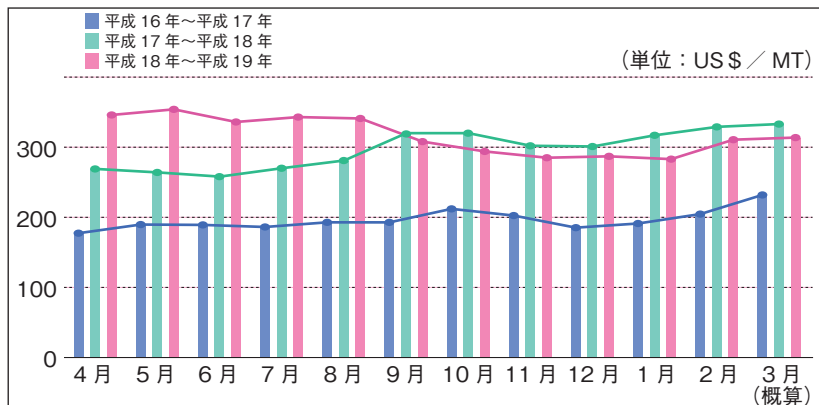
② 物流・港運事業

総合物流部門は航空貨物の活発な荷動きを背景に増収、また、港運事業部門はコンテナ船の事業規模の拡大にともない海外事業会社を中心に増収となり、グループ全体では、売上高は1,271億7百万円（前期比11.4%増）、営業利益は138億30百万円（前期比18.7%増）となりました。

③ その他の事業

上記以外の事業においては、売上高は全体として214億88百万円（前期比7.0%増）、営業利益は17億83百万円（前期比18.4%増）となりました。

燃料油価格の推移



[セグメント別売上高]

セグメント	売上高	構成比	前期比増減
	百万円	%	百万円
海運業	936,943	86.3	130,297
物流・港運事業	127,107	11.7	13,008
その他の事業	21,488	2.0	1,414
合計	1,085,539	100.0	144,720

(2) 設備投資等の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度は海運業を中心に全体で1,213億円の設備投資を実施しました。

海運業においては、船舶建造を中心として1,149億円、物流・港運事業においては、建物及びターミナル機器等に59億円の設備投資を実施しました。

その他の事業については、器具等への5億円の投資を実施しました。

(3) 資金調達状況

平成18年12月14日に国内普通社債（無担保）を総額300億円発行しました。

(4) 対処すべき課題

平成19年度の当企業集団を取り巻く事業環境につきましては、世界的に旺盛な海上荷動きに支えられ、需給関係は引き続き引き締まった状態を維持するとみておりますが、米国及び中国経済の先行き、原油価格、為替動向など不透明な要素もあり、これらを注視しつつ、時宜を得た効果的な対応策を実施していきます。

昨年3月に策定した中期経営計画“K” LINE Vision 2008+においては『持続的成長と安定収益体制の確立』をテーマに掲げ、①事業規模の計画的拡大を支えるための取り組み、②事業環境の変化への対応、を2つの重要な基本課題として捉えております。

第1の課題においては、持続的に成長し、安定収益体制を確保するため、運航船舶の規模拡大に努めております。既に、2008年度の500隻運航体制を固め、更に2009年までの船舶建造をほぼ固めました。引き続き2010年代半ばの700隻運航体制に向け、積極的な営業活動と船舶投資に取り組んでまいります。

あわせて、拡大する船隊の安全運航を支える質の高い船舶管理体制の確立とグローバルな規模での海事技術者の確保と育成に取り組んでまいります。

第2の課題においてはCSR・環境対策、コスト構造改革、リスク管理などに取り組んでおります。CSR（企業の社会的責任）活動の推進を統括するため、社長を委員長とする「社会・環境委員会」を設置し、「環境委員会」と「CSR専門委員会」をその下部組織とし責任体制を明確にして活動を推進しています。環境対策においては、世界各地各港の環境保全への取り組みに積極的に参画し、大気汚染のもとになるCO₂、SO_x、NO_xなどの排出量の削減による地球規模での環境保全に、引き続き貢献してまいります。

これら新計画の諸課題の他に、常時当企業集団が一丸となって取り組む最重要課題として、ISO9000シリーズ品質規格を取り入れた独自の品質基準と安全管理コードによる船舶の安全運航を据えています。

また、変化の早い経営環境に対応して迅速な意思決定を行うべく、業務執行体制の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 136 期 平成16年 3 月期	第 137 期 平成17年 3 月期	第 138 期 平成18年 3 月期	第139期 (当期) 平成19年 3 月期
売上高 (百万円)	724,666	828,443	940,818	1,085,539
経常利益 (百万円)	62,564	107,235	88,573	63,927
当期純利益 (百万円)	33,196	59,852	62,423	51,514
1株当たり当期純利益 (円)	55.71	100.70	104.89	86.67
総資産 (百万円)	559,135	605,331	757,040	900,438
純資産 (百万円)	121,006	181,276	257,809	357,624
1株当たり純資産 (円)	204.37	306.06	435.19	556.55

- (注) 1. 第137期から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成15年10月31日）を適用しています。
2. 純資産の算定にあたり、第139期（当期）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号 平成17年12月 9 日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月 9 日）を適用しています。
3. 各年度別の概況は次のとおりです。
- 136期：経営計画KV-PLANに基づいて積極的な営業を展開しつつ、コスト削減に努力した結果、前期比増収増益を達成しました。
- 137期：経営計画“K” LINE Vision 2008を策定し、事業規模の拡大に取組み、前期比増収増益を達成しました。
- 138期：経営計画“K” LINE Vision 2008に基づき、積極的な営業を展開し事業規模を拡大し前期比増収となりました。燃料油価格の歴史的な高騰の影響を受け、経常利益は減益となりましたが、純利益では増益を確保しました。
- 139期：前記「(1)事業の経過及びその成果」（1 頁から 3 頁まで）に記載のとおりです。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 <small>百万円</small>	(50.7)	海上運送事業
ケイライン ロジスティックス株式会社	400 〃	90.7	航空代理事業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 〃	100.0	港湾運送事業
太洋日本汽船株式会社	400 〃	100.0	船舶管理事業
日東物流株式会社	1,596 〃	100.0	港湾運送事業
北海運輸株式会社	60 〃	73.9	港湾運送事業
株式会社シーゲート コーポレーション	270 〃	100.0	港湾運送事業
"K" LINE AMERICA, INC.	1,550 <small>万米ドル</small>	100.0	海運代理事業
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	2,000 〃	100.0	コンテナ・ターミナル事業
"K" LINE (HONG KONG) LIMITED	1,500 <small>万香港ドル</small>	100.0	海運代理事業
"K" LINE PTE LTD	113 <small>万米ドル</small>	100.0	海上運送事業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 <small>万米ドル</small>	(100.0)	海上運送事業

- (注) 1. 出資比率欄の () 内数値は、子会社保有の出資比率を含んでおります。
 2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率は他の子会社の出資比率3.1%を含め、50.7%となっております。
 3. 川崎航空サービス株式会社は平成18年7月に株式会社ケイロジスティックスを合併し、名称をケイライン ロジスティックス株式会社に変更しております。
 4. ケイライン ロジスティックス株式会社、株式会社ダイトーコーポレーション、日東物流株式会社及び株式会社シーゲート コーポレーションは、当社完全子会社で持株会社の株式会社ケイライン物流ホールディングスが保有していましたが、同社は平成19年3月に当社に吸収合併されたので、当社の直接出資となっております。

(7) 主要な事業内容

海 運 業	外航海運業、内航海運業、船舶貸渡業
物流・港運事業	船舶代理店業、港湾サービス業、航空運送代理店業、道路貨物運送業
その他の事業	船舶管理業、不動産賃貸管理業

(8) 主要な拠点等

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区西新橋一丁目2番9号(日比谷セントラルビル)
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号(名古屋国際センタービル11階)
関西支店	神戸市東灘区向洋町西六丁目4番
海外駐在員事務所	北京、マニラ、デュバイ、リオデジャネイロ、ヨハネスブルグ

② 子会社

会 社 名	所 在 地
川崎近海汽船株式会社	東京、札幌、大阪、八戸、釧路、苫小牧、ひたちなか、日立、日南、北九州
ケイライン ロジスティックス株式会社	東京、成田、原木、大阪、名古屋、福岡
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、横浜、千葉
太洋日本汽船株式会社	神戸、東京
日東物流株式会社	神戸、東京、大阪、水島、名古屋
北海運輸株式会社	札幌、東京、釧路、苫小牧、小樽
株式会社シーゲート コーポレーション	広島、東京、水島、呉、徳山、防府、門司、福岡
"K" LINE AMERICA, INC.	米国
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	米国
"K" LINE (HONG KONG) LIMITED	香港
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
7,041名	214名増

(10) 当社の主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
日 本 政 策 投 資 銀 行	13,378
信 金 中 央 金 庫	4,589
株 式 会 社 新 生 銀 行	3,355
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,850
株 式 会 社 山 口 銀 行	2,449
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,034
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,000
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	1,900
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,800
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	1,800

(11) 船舶の状況

① 運航船腹

船種	隻数	重量トン数
コンテナ船	89	3,860,942
不定期専用船	259	18,268,641
エネルギー資源輸送船	45	4,757,601
その他	51	466,068
合計	444	27,353,252

② 所有船の明細

船種	隻数	重量トン数
コンテナ船	12	594,366
不定期専用船	78	5,649,738
エネルギー資源輸送船	31	3,011,546
その他	24	202,556
合計	145	9,458,206

(12) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- ① 川崎航空サービス株式会社は、平成18年7月に株式会社ケイロジスティックスを合併し、名称をケイライン ロジスティックス株式会社に変更しております。
- ② 当社は平成19年3月に当社の完全子会社で持株会社の株式会社ケイライン物流ホールディングスを吸収合併しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 620,978,336株
- (3) 株主数 29,523名
- (4) 大株主

発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）1名ですが、上位10名は下記の通りとなっております。

株主名	持株数
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	71,912
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,048
みずほ信託退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託	30,000
東京海上日動火災保険株式会社	28,755
株式会社損害保険ジャパン	27,295
J F E ス チ ール 株 式 会 社	25,305
日本生命保険相互会社	17,916
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	13,286
株式会社みずほコーポレート銀行	11,100
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	8,332

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
 - ① 新株予約権の数
72個
 - ② 目的となる株式の数
普通株式 72,000株
 - ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次	行使期間	個数	保有者数
取締役	第一回	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日	2個	1名
	第二回	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日	10個	1名
	第三回	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日	0個	0名
	第四回	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日	60個	6名

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項等

平成19年3月31日時点における転換社債型新株予約権付社債の残高は以下の通りです。

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	12,396百万円
2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	28,270百万円
合 計	40,666百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び他の法人等の代表状況等
崎 長 保 英	取 締 役 会 長	
前 川 弘 幸	代 表 取 締 役 (社 長 執 行 役 員)	
鈴 木 颯 一	代 表 取 締 役 (副 社 長 執 行 役 員)	社長補佐、バルク事業総括、 ドライバルク事業管掌
長谷川 陽 一	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	自動車船事業管掌、 新事業推進担当
塩 田 哲 夫	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	管理部門管掌
吉 田 克 衛	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	エネルギー資源輸送事業、 技術部門管掌
清 水 俊 雄	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	コンテナ船事業、港湾事業管掌
久保島 暁	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	経理、総務、法務担当、 コンプライアンス／内部監査補佐
堤 則 夫	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	造船計画、環境担当
守 田 敏 則	取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	人事、情報システム担当

氏 名	地 位	担当及び他の法人等の代表状況等
江 口 光 三	取締役（常務執行役員）	船舶部門担当
佐 伯 隆	取締役（執行役員）	経営企画、IR広報、CSR推進、 物流事業担当
吉 田 圭 介	取締役（執行役員）	財務担当
出 井 治	監 査 役（常勤）	
村 井 隆 次	監 査 役（常勤）	
大 滝 光 一	監 査 役（常勤）	
山 下 健 悟	監 査 役	

- (注) 1. 監査役村井隆次氏及び山下健悟氏は、社外監査役です。
2. 監査役出井治氏は、長年当社及び当社子会社の経理業務を担当しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役村井隆次氏は、銀行において長年金融業務に携わっており、内外の金融及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役大滝光一氏は、当社の経理とその関連業務を経て財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	13名	640百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	103 (38)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の定時株主総会において月額60百万円以内（但し、使用人給与は含まない）と決議頂いております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月26日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と決議頂いております。
4. 支給額には次の金額を含んでおります。
- (1)平成19年6月26日開催予定の第139期定時株主総会に議案として付議する取締役賞与のうち、第138期定時株主総会後第139期末日までの間に在任した取締役13名分 114百万円。
- (2)平成18年6月26日を以て廃止された役員退職慰労金制度に基づく、第139期中の役員退職慰労引当金増加額。取締役11名 41百万円、監査役4名 8百万円（うち社外監査役2名 2百万円）。
5. なお、平成19年3月末の役員退職慰労引当金残高は総額1,004百万円となっております。取締役11名 927百万円、監査役4名 77百万円（うち、社外監査役2名 23百万円）。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

監査役村井隆次氏は、取締役会及び監査役会にほとんど全回に出席し、取締役会においては、社外監査役の立場を踏まえ専門的見地から発言しています。

監査役山下健悟氏は、取締役会及び監査役会にほとんど全回に出席し、取締役会においては、社外監査役の立場を踏まえ専門的見地から発言しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円または法令が定める額のいずれか高い方としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項	目	支払額
①	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	98百万円
②	当社が支払うべき会計監査人の報酬等	66百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、区分して記載しておりません。
なお、当社の重要な子会社のうち株式会社タイトーコーポレーション及びINTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC. の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

財務報告に係る内部統制に対するアドバイザー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

題記に関する取締役会決議の概要は下記の通りです。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則である「文書規程」によって、適切かつ確実に維持管理し法令等あるいは社内規則によって定められた保存期間中、閲覧可能な状態とする。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとして以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する。

- 船舶事故（海洋汚染含む）
- 大災害
- コンプライアンス上の問題
- その他諸々の経営上のリスク

③取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会、役員協議会、投資委員会及び経営会議など、会社の重要事項の協議・決定やその執行の監督に係る機関においては、自由な討議や経営判断の透明性の徹底を図るとともに、取締役会の書面決議制度を導入して、迅速な取締役会運営を図る。

④使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

以下を継続して推進する。

- 就業規則等社内規則の整備による規律の徹底。
- 社長を委員長とするコンプライアンス委員会によるコンプライアンス体制の整備及び維持。
- 執行部門から独立した内部監査室による内部統制システムの構築・向上の支援及び監視。
- 常設のホットラインによる社内通報体制。

⑤株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- －グループ会社の経営管理は、社内規程で定める基本方針に則り行う。
- －グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ企業行動憲章を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規程を定める。
- －グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合には、各社のホットラインに加え当社ホットライン窓口への通報も可能とする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役補助体制を確保する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者は、業務の執行にかかる職務を兼務しない。監査役補助者の考課は監査役自身が行い、取締役からの独立を確保する。

⑧取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役に報告すべき事項についての規程を定め、重要な事項について監査役に報告するものとする。監査役は随時取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨その他、監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
取締役は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域社会など当社を巡るステークホルダーとの共存・共栄をはかり、当社の企業価値の安定的な向上及び株主共同の利益の確保を目指す者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えます。従いまして、この考え方に反する行動を取る者は、望ましくないと考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

上に述べた企業価値の向上及び株主共同の利益の確保のための取組みとして、次の3つの基本課題を掲げ、中期経営計画を実行中です。

Ⅰ 企業基盤の強化による安定収益体制の確立

Ⅱ 夢のある企業文化の創造と“K” LINEブランド価値の向上

Ⅲ コーポレート・ガバナンス体制の強化とリスクマネジメントの整備強化

当社はこの取組みとともに株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、昨年6月開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認を受けて導入いたしました特定株主グループによる当社株式の大規模買付行為に対する方針を、今後も引き続き堅持し、株主の皆様の公平な利益の確保に努める所存です。

④ 当社の導入した買収防衛策が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(イ) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

当社の買収防衛策は、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(ロ) 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社の買収防衛策は、昨年6月開催の定時株主総会において、株主の総意として決議されたものです。また、その有効期間は3年間と限定されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において変更又は廃止の決議をすることができます。

(ハ) 当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社の買収防衛策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足された場合のみ、発動されるように設定されています。また、その発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外監査役及び社外有識者より構成される特別委員会を設置しており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末(A) (平成19年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度末(B) (平成18年3月31日現在)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
[資産の部]			
流 動 資 産			
現金及び預金	63,927	44,185	19,741
受取手形及び営業未収金	101,434	109,110	△7,676
短期貸付金	4,629	16,624	△11,994
有価証券	995	932	63
たな卸資産	21,722	19,958	1,763
繰延及び前払費用	29,351	25,077	4,274
その他流動資産	31,323	19,778	11,545
貸倒引当金	△587	△624	37
流動資産合計	252,798	235,042	17,756
固 定 資 産			
有形固定資産			
船 舶	238,151	189,094	49,056
建物及び構築物	24,189	27,484	△3,295
機械装置及び運搬具	11,404	10,568	835
土地	32,570	34,070	△1,499
建設仮勘定	85,862	77,042	8,819
その他有形固定資産	9,611	8,083	1,527
有形固定資産合計	401,789	346,344	55,444
無形固定資産	6,091	6,458	△366
投資その他の資産			
投資有価証券	163,739	121,918	41,820
長期貸付金	34,194	11,595	22,598
繰延税金資産	5,963	3,586	2,377
その他投資その他の資産	36,527	32,450	4,076
貸倒引当金	△678	△378	△299
投資その他の資産合計	239,746	169,172	70,573
固定資産合計	647,626	521,975	125,651
繰延資産	13	21	△8
資 産 合 計	900,438	757,040	143,398

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末(A) (平成19年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度末(B) (平成18年3月31日現在)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
[負債の部]			
流			
支社短期借入金	75,914	82,311	△6,396
手形及び短期借入金	10,000	3,000	7,000
短期借入金	83,201	54,707	28,494
コーポレート・サービス税引当金	-	21,000	△21,000
未償役員賞与	14,611	12,578	2,032
その他の流動負債	2,063	2,208	△145
	374	-	374
	919	3,963	△3,043
	43,845	37,337	6,508
固	230,931	217,107	13,823
社長再評価退職引当金	70,666	70,000	666
定期借入金	156,315	119,816	36,498
繰上り延税引当金	2,632	3,205	△572
退職引当金	10,309	10,260	49
特別修繕引当金	2,765	2,714	50
連結調整の固定負債	17,154	13,335	3,818
	5,084	5,745	△661
	-	45	△45
	33	-	33
	46,921	45,765	1,156
	311,883	270,889	40,993
	542,814	487,997	54,816
負債、少数株主持分及び資本合計	-	11,233	-
[資本の部]			
資			
資	-	29,689	-
利	-	14,534	-
土	-	169,430	-
そ	-	6,466	-
の	-	36,928	-
他	-	1,790	-
の	-	△1,031	-
替	-	-	-
換	-	△1,031	-
己	-	257,809	-
本	-	757,040	-
株	-	-	-
持	-	-	-
分	-	-	-
及	-	-	-
び	-	-	-
資	-	-	-
本	-	-	-
合	-	-	-
計	-	-	-
[純資産の部]			
株			
資			
本	39,356	-	-
金	24,201	-	-
式	211,602	-	-
計	△988	-	-
等	274,172	-	-
額	46,250	-	-
金	14,214	-	-
益	5,515	-	-
定	4,322	-	-
額	70,303	-	-
合	13,148	-	-
計	357,624	-	-
分	900,438	-	-
持	-	-	-
分	-	-	-
計	-	-	-

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度(A)	(ご参考) 前連結会計年度(B)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	
	金 額	金 額	金 額
売 上 高	1,085,539	940,818	144,720
売 上 原 価	957,847	791,803	166,044
売 上 総 利 益	127,692	149,015	△21,323
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	66,335	61,039	5,295
営 業 利 益	61,356	87,976	△26,619
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	3,076	1,669	1,406
受 取 配 当 金	2,620	1,544	1,075
持分法による投資利益	1,572	-	1,572
為 替 差 益	-	1,467	△1,467
そ の 他 営 業 外 収 益	1,763	1,123	640
営 業 外 収 益 計	9,032	5,804	3,227
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	4,228	4,336	△108
為 替 差 損	1,037	-	1,037
そ の 他 営 業 外 費 用	1,196	871	325
営 業 外 費 用 計	6,461	5,207	1,254
経 常 利 益	63,927	88,573	△24,645
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	8,411	4,839	3,572
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,829	3,250	2,578
そ の 他 特 別 利 益	143	408	△265
特 別 利 益 計	14,384	8,498	5,885
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	224	599	△375
投 資 有 価 証 券 売 却 損	-	747	△747
減 損 損 失	1,061	-	1,061
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	387	-	387
そ の 他 特 別 損 失	285	445	△160
特 別 損 失 計	1,959	1,793	166
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	76,352	95,278	△18,926
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,006	27,126	△4,120
法 人 税 等 調 整 額	315	3,952	△3,637
少 数 株 主 利 益	1,516	1,775	△259
当 期 純 利 益	51,514	62,423	△10,909

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高	29,689	14,534	169,430	△1,031	212,623
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	9,667	9,667			19,334
剰余金の配当			△10,657		△10,657
当期純利益			51,514		51,514
自己株式の取得				△182	△182
自己株式の処分			△40	225	184
役員賞与			△381		△381
土地再評価差額金取崩			950		950
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			787		787
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	9,667	9,667	42,172	43	61,549
平成19年3月31日 残高	39,356	24,201	211,602	△988	274,172

	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計
平成18年3月31日 残高	36,928	—	6,466	1,790	45,186
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
役員賞与					
土地再評価差額金取崩					
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	9,322	14,214	△951	2,531	25,116
当連結会計年度中の変動額合計	9,322	14,214	△951	2,531	25,116
平成19年3月31日 残高	46,250	14,214	5,515	4,322	70,303

	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日 残高	11,233	269,043
当連結会計年度中の変動額		
新株の発行		19,334
剰余金の配当		△10,657
当期純利益		51,514
自己株式の取得		△182
自己株式の処分		184
役員賞与		△381
土地再評価差額金取崩		950
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動		787
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	1,915	27,032
当連結会計年度中の変動額合計	1,915	88,581
平成19年3月31日 残高	13,148	357,624

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

主要な連結子会社の名称等

: 220社

: 主要な連結子会社の名称は、前記「1.企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社の状況」(7頁)に記載の通りです。

当連結会計年度から、重要性の観点より“K”LINE(SCANDINAVIA) HOLDING A/S 他合計32社を連結子会社に含めました。

なお、平成18年7月1日に、川崎航空サービス㈱(合併後ケイライン ロジスティックス㈱に名称を変更)と㈱ケイロジスティックスが合併したことにより(㈱)ケイロジスティックスを連結の範囲から除外しました。

また、平成19年3月1日に当社(川崎汽船㈱)と(㈱)ケイライン物流ホールディングスが合併したことにより、(㈱)ケイライン物流ホールディングスを連結の範囲から除外しました。

この他、船舶保有会社他合計17社を所有船舶売却等のため、連結の範囲から除外しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

: 主要な非連結子会社として、物流・港運事業を営むものに千葉港栄㈱、その他の事業を営むものに日東オイルアンドマリンドミン㈱があります。なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 28社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は9社で、主要な会社として芝浦海運㈱があります。関連会社数は19社で、主要な会社として(㈱)リンコーコーポレーションがあります。

なお、当連結会計年度から、重要性の観点よりMULTIMODAL ENGINEERING CORPORATION他合計3社を持分法適用範囲に含めました。また、六甲物流㈱の株式の譲渡により同社を持分法適用範囲から除外しました。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社(日東オイルアンドマリンドミン㈱他)及び関連会社(防災特殊曳船㈱他)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の会計期間に係る財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は204社、1月31日の会社は1社、2月28日の会社は2社あり、これら各社については同日現在の財務諸表を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。決算日が9月30日の会社1社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

：主として移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

：主として移動平均法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

船舶

：定額法及び定率法を各船舶別に選択適用しています。

その他の有形固定資産

：主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

：定額法

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

② 賞与引当金

：従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

：役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

なお、当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。

これにより、当連結会計年度の販売費及び一般管理費が、374百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、374百万円減少しています。

④ 退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法により費用処理しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

：役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社（川崎汽船㈱）及び一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しています。なお、当社（川崎汽船㈱）は、平成18年6月26日の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金の制度を廃止

したため、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入を行っていません。
 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しています。

⑥特別修繕引当金

- (4)重要なリース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (5)船舶建造借入金の支払利息の計上方法
 船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (6)重要なヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。
- (7)消費税等の会計処理は税抜方式によっています。
- 5.連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 全面時価評価法を採用しています。
- 6.のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 5年間で均等償却を行っています。

会計処理の変更

- (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。
 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は330,260百万円です。
- (企業結合に係る会計基準等)
 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。
 これによる当連結会計年度の連結損益計算書への影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
種類	
船舶	137,369百万円
土地・建物	13,725百万円
その他	13,256百万円
合計	164,352百万円

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	14,751百万円
長期借入金	64,714百万円
合計	79,466百万円

2.資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	323,586百万円
----------------	------------

- 3.保証債務
 保証債務 16,598百万円
 連帯債務の内、他の連帯債務者負担額 48,736百万円
- 4.受取手形裏書譲渡高 0百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数
 普通株式 620,978,336株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,328	9	平成18年3月31日	平成18年6月27日
平成18年11月9日 取締役会	普通株式	5,329	9	平成18年9月30日	平成18年11月29日
計		10,657			

- (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
 次の通り、決議を予定しています。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,575	利益剰余金	9	平成19年3月31日	平成19年6月27日

- 3.当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数（権利行使期間が到来していないものを除く。）
 普通株式 51,539,312株

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 556円55銭
 1株当たり当期純利益 86円67銭
 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次の通りです。
- 連結貸借対照表上の純資産額 357,624百万円
 普通株式に係る純資産額 344,475百万円
 普通株式の期末発行済株式数 620,978千株
 普通株式の期末自己株式数 2,024千株
 連結損益計算書上の当期純利益 51,514百万円
 普通株式に係る当期純利益 51,514百万円
 普通株主に帰属しない金額 -
 普通株式の期中平均株式数 594,354千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 橋 留 隆 志 ④
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 柳 年 哉 ④
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢 口 哲 成 ④
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期末(A)	(ご参考) 前期末(B)	(ご参考) 比較増減
	(平成19年3月31日現在)	(平成18年3月31日現在)	(A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
[資産の部]			
流 動 資 産			
現金及び預金	11,133	7,990	3,142
海運業未収金	64,223	75,055	△10,832
短期貸付金	27,588	32,223	△4,634
立替	8,626	4,712	3,913
貯蔵品	17,161	16,837	323
繰延及び前払費用	28,318	23,096	5,221
代理店債権	5,663	4,820	843
繰延税金資産	4,396	3,453	943
繰延税引当金	5,042	5,150	△107
貸倒引当金	△186	△195	9
流動資産合計	171,967	173,146	△1,178
固 定 資 産			
有形固定資産			
船舶	33,307	38,628	△5,320
建物	4,829	4,791	37
構築物	194	202	△8
器具及び備品	2,512	3,366	△854
土地	19,518	21,638	△2,120
建設仮勘定	975	-	975
その他有形固定資産	1,149	1,336	△186
有形固定資産合計	62,486	69,963	△7,477
無形固定資産			
ソフトウェア	1,247	1,646	△399
ソフトウェア仮勘定	15	91	△75
施設利用権等	10	20	△9
無形固定資産合計	1,273	1,758	△485
投資その他の資産			
投資有価証券	135,083	98,337	36,746
関係会社株	37,770	34,757	3,012
長期貸付金	83,341	83,041	300
長期前払費用	3,613	2,878	734
保証金及び敷金	3,088	3,112	△24
その他投資その他の資産	20,613	15,120	5,492
貸倒引当金	△748	△595	△152
投資その他の資産合計	282,763	236,653	46,110
繰延資産	346,523	308,375	38,147
繰延社債発行費用	9	19	△9
繰延資産合計	9	19	△9
資 産 合 計	518,500	481,541	36,959

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期末(A)	(ご参考)	(ご参考)
	(平成19年3月31日現在)	前期末(B)	比較増減
	金 額	金 額	(A)-(B)
[負債の部]			
流動負債			
海運業未払借金	63,802	68,528	△4,726
社債短期償還金	10,000	3,000	7,000
短期借入金	27,318	26,045	1,272
コマースナル・ペーパー	-	21,000	△21,000
未払法人税等	10,168	9,320	848
前受り金	16,730	17,089	△358
預り金	6,073	5,136	937
代理店債務	4,013	4,256	△243
賞与引当金	795	942	△147
役員賞与引当金	136	-	136
その他の流動負債	3,301	3,823	△521
流動負債合計	142,340	159,143	△16,802
固定負債			
社長期借入金	70,666	70,000	666
退職給付引当金	25,124	23,195	1,928
役員退職慰勞引当金	333	734	△400
特別修繕引当金	1,004	1,363	△359
繰延税金負債	1,413	948	464
繰延税金負債	30,751	19,115	11,635
再評価に係る繰延税金負債	2,289	2,862	△572
その他の固定負債	3,396	15,213	△11,816
固定負債合計	134,979	133,432	1,546
負債	277,319	292,575	△15,256

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期末(A)	(ご参考)	(ご参考)
	(平成19年3月31日現在)	前期末(B)	比較増減
	金 額	金 額	(A)-(B)
[資本の部]			
資 本 金	-	29,689	-
資 本 準 備 金	-	14,534	-
資 本 剰 余 金 合 計	-	14,534	-
利 益 剰 余 金	-	2,540	-
利 益 準 備 金	-	1,528	-
特 別 償 却 準 備 金	-	2,251	-
圧 縮 記 帳 積 立 金	-	67,052	-
別 途 積 立 金 合 計	-	70,831	-
任 意 積 立 金 合 計	-	33,940	-
当 期 未 処 分 利 益 剰 余 金 合 計	-	107,312	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	4,720	-
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 式 計	-	33,642	-
自 己 株 合 計	-	△934	-
資 本 合 計	-	188,965	-
負 債 及 び 資 本 合 計	-	481,541	-
[純資産の部]			
株 主 資 本 金	39,356	-	-
資 本 準 備 金	24,201	-	-
資 本 剰 余 金 合 計	24,201	-	-
利 益 剰 余 金	2,540	-	-
利 益 準 備 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金	604	-	-
特 別 償 却 準 備 金	919	-	-
圧 縮 記 帳 特 別 勘 定 金	949	-	-
別 途 積 立 金	95,552	-	-
繰 越 利 益 剰 余 金 合 計	22,030	-	-
利 益 剰 余 金 合 計	122,595	-	-
自 己 株 式 計	△891	-	-
株 主 資 本 合 計	185,262	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等			
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	42,928	-	-
繰 延 へ ッ ジ 損 益	9,219	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	3,770	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	55,918	-	-
純 資 産 合 計	241,181	-	-
負 債 純 資 産 合 計	518,500	-	-

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (A)	(ご参考)	(ご参考)
	[自平成18年4月1日 至平成19年3月31日]	前 期 (B) [自平成17年4月1日 至平成18年3月31日]	比較増減 (A) - (B)
	金 額	金 額	金 額
海 運 業 収 益	694,940	622,147	72,792
運賃	143,291	101,502	41,788
その他海運業	17,977	17,895	81
海 運 業 航 行 費 用	856,209	741,546	114,663
運賃	444,693	364,982	79,710
船借	8,952	8,361	591
その他海運業	296,366	242,366	54,000
海 運 業 航 行 費 用	63,954	54,907	9,046
海 運 業 航 行 費 用	813,966	670,618	143,348
海 運 業 航 行 費 用	42,243	70,928	△28,684
その他海運業	1,069	1,022	46
海 運 業 航 行 費 用	423	538	△115
海 運 業 航 行 費 用	646	484	162
海 運 業 航 行 費 用	42,890	71,412	△28,522
海 運 業 航 行 費 用	14,786	14,734	52
海 運 業 航 行 費 用	28,103	56,678	△28,575
海 運 業 航 行 費 用	7,862	3,081	4,780
海 運 業 航 行 費 用	367	261	105
海 運 業 航 行 費 用	8,229	3,343	4,886
海 運 業 航 行 費 用	2,339	1,739	600
海 運 業 航 行 費 用	1,659	285	1,374
海 運 業 航 行 費 用	391	146	245
海 運 業 航 行 費 用	4,391	2,172	2,219
海 運 業 航 行 費 用	31,941	57,849	△25,908
海 運 業 航 行 費 用	1,911	1,398	512
海 運 業 航 行 費 用	5,786	3,243	2,543
海 運 業 航 行 費 用	847	283	564
海 運 業 航 行 費 用	8,545	4,925	3,619
海 運 業 航 行 費 用	624	-	624
海 運 業 航 行 費 用	289	4	285
海 運 業 航 行 費 用	-	747	△747
海 運 業 航 行 費 用	83	-	83
海 運 業 航 行 費 用	997	751	245
海 運 業 航 行 費 用	39,489	62,023	△22,533
海 運 業 航 行 費 用	15,271	21,279	△6,008
海 運 業 航 行 費 用	△1,031	1,924	△2,955
海 運 業 航 行 費 用	25,250	38,820	△13,569
海 運 業 航 行 費 用		563	
海 運 業 航 行 費 用		107	
海 運 業 航 行 費 用		5,335	
海 運 業 航 行 費 用		33,940	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金								
					特別償却準備金	圧縮記憶積立金	圧縮記憶特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高	29,689	14,534	14,534	2,540	1,528	2,251	-	67,052	33,940	107,312	△934	150,603	
当事業年度中の変動額													
新株の発行	9,667	9,667	9,667									19,334	
剰余金の配当									△10,657	△10,657		△10,657	
準備金・積立金の取崩					△924	△1,332			2,256	-		-	
準備金・積立金の積立							949	28,500	△29,449	-		-	
当期純利益									25,250	25,250		25,250	
自己株式の取得											△182	△182	
自己株式の処分									△40	△40	225	184	
役員賞与									△220	△220		△220	
土地再評価差額金取崩									950	950		950	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）													
当事業年度中の変動額合計	9,667	9,667	9,667	-	△924	△1,332	949	28,500	△11,910	15,282	43	34,659	
平成19年3月31日残高	39,356	24,201	24,201	2,540	604	919	949	95,552	22,030	122,595	△891	185,262	

	評価・換算差額等				純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	33,642	-	4,720	38,362	188,965
当事業年度中の変動額					
新株の発行					19,334
剰余金の配当					△10,657
準備金・積立金の取崩					-
準備金・積立金の積立					-
当期純利益					25,250
自己株式の取得					△182
自己株式の処分					184
役員賞与					△220
土地再評価差額金取崩					950
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	9,286	9,219	△950	17,556	17,556
当事業年度中の変動額合計	9,286	9,219	△950	17,556	52,215
平成19年3月31日残高	42,928	9,219	3,770	55,918	241,181

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券
- ① 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの : 移動平均法に基づく原価法
- (2) たな卸資産 : 移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- ① 船舶 : 定額法
 - ② その他の有形固定資産 : 定率法
但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- (2) 無形固定資産 : 定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

3. 繰延資産の処理方法

- (1) 社債発行費 : 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）を適用し、支出時に全額費用処理しています。
これにより、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益が、163百万円減少しています。
なお、平成18年3月31日以前発行の社債発行費については、同取扱いの経過措置により3年間で毎期均等額を償却しています。
- (2) 株式交付費 : 支出時に全額費用処理しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債

- 権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
- (2)賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3)役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
 なお、当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。
 これにより、当事業年度の一般管理費が136百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、136百万円減少しています。
- (4)退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しています。
- (5)役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 なお、平成18年6月26日の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金の制度を廃止したため、同日以降の役員退職慰労引当金の繰入を行っていません。
- (6)特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支出見積額を計上しています。

5.海運業収益、海運業費用の計上方法

航海完了基準。但し、コンテナ船については積切出港基準を採用しています。

6.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

7.船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

8.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満

たすものについては、振当処理を採用しています。

9.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

会計処理の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は231,961百万円です。

(企業結合に係る会計基準等)

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しています。
これにより、当事業年度の特別利益が352百万円増加し、税引前当期純利益が352百万円増加しています。

貸借対照表に関する注記

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

投資有価証券	8,104百万円
関係会社株式	3,982百万円
船舶	31,161百万円
土地	407百万円
合計	43,656百万円

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	4,284百万円
長期借入金	12,311百万円
合計	16,595百万円

2.資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 114,080百万円

3.保証債務

保証債務	43,750百万円
保証予約等	116,500百万円

(当社が便宜置籍国に所在する船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対するもの、保証債務29,824百万円、保証予約等90,426百万円を含みます。)

連帯債務の内、他の連帯債務者負担額 48,663百万円

4.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	32,674百万円
長期金銭債権	73,253百万円
短期金銭債務	31,213百万円
長期金銭債務	12百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	23,444百万円
	営業費用	148,797百万円
営業取引以外の取引高		9,299百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,531,251株
------	------------

税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	299百万円
退職給付引当金	125
役員退職慰労引当金	377
特別修繕引当金	379
海運業未払金（特別修繕）	3,857
未払事業税	147
投資有価証券等評価損	577
減損損失	716
その他	453
繰延税金資産 小計	6,933
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△25,867
繰延ヘッジ損益	△5,555
特別償却準備金	△364
圧縮記帳積立金等	△1,129
その他	△371
繰延税金負債 小計	△33,287
繰延税金負債の純額	△26,354

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	55,122	740	55,862百万円
減価償却累計額相当額	26,341	56	26,398
期末残高相当額	28,781	683	29,464

②未経過リース料期末残高相当額

1年内	6,293百万円
1年超	23,493
合計	29,787

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,530百万円
減価償却費相当額	6,266
支払利息相当額	1,447

④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっています。

⑤オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年内	440百万円
1年超	3,187
合計	3,627

関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2)子会社及び関連会社等

一般の取引と同等の取引条件で決定しているため、記載を省略しています。

(3)役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	389円35銭
1 株当たり当期純利益	42円45銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次の通りです。

貸借対照表上の純資産額	241,181百万円
普通株式に係る純資産額	241,181百万円
普通株式の期末発行済株式数	620,978千株
普通株式の期末自己株式数	1,531千株
損益計算書上の当期純利益	25,250百万円
普通株式に係る当期純利益	25,250百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	594,848千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月14日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 橋 留 隆 志 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 柳 年 哉 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 矢 口 哲 成 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成19年5月17日

川崎汽船株式会社

代表取締役社長 前川 弘 幸 殿

川崎汽船株式会社 監査役会

監査役（常勤） 出 井 治 ㊟

監査役（常勤） 村 井 隆 次 ㊟

監査役（常勤） 大 滝 光 一 ㊟

監査役 山 下 健 悟 ㊟

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所及び船舶において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事

業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法と結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役村井隆次及び監査役山下健悟は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



株 主 メ モ

決 算 期	3月31日
定 時 株 主 総 会	6月
定時株主総会の基準日	3月31日
中間配当の基準日	9月30日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 http://www.chuomitsui.co.jp/person/p_06.html (〒168-0063)
(同 事 務 取 扱 所)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社証券代行部 ☎ 0120-78-2031 (9:00~17:00)
(同 取 次 所)	中央三井信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
単 元 株 式 数	1,000株
単元未満株式の売渡 (買増)請求・買取請求	単元未満株式(1,000株未満)の売渡(買増)請求・ 買取請求は、株主名簿管理人の事務取扱所または取次 所において受付けています。 売渡(買増)請求につきましては、3月31日及び9月 30日をさかのぼる12営業日の間受付を停止させてい ただくほか、当社が別途必要と認める場合、受付停止 期間を設ける場合があります。あらかじめ株主名簿管 理人にご照会下さい(保管振替制度ご利用の株主様は、 お取引証券会社にお問い合わせ下さい)。
手 数 料 等	① 名義書換…無料 ② 株券の交付…1枚につき50円に印紙税相当額を加 算した額(消費税額等を含む) ③ 単元未満株式の売渡(買増)・買取…当社が定め た算式により単元株式数当たりの手数料を算定し、 これを売渡(買増)・買取単元未満株式数で按分 した額及びこれに係る消費税等の合計額 ④ 株券喪失登録請求…請求1件につき9,030円(消 費税額等を含む)、株券1枚につき525円(消費 税額等を含む)
株 券 失 効 制 度	株券を喪失した場合は本制度により株券の再発行を受 けることができます。 株券を喪失した方は、当社株主名簿管理人に取扱手続 きをご照会下さい。
公 告 掲 載 U R L	http://www.kline.co.jp

住所変更、単元未満株式買取請求、名義書換請求及び配当金振込指定に必要な各用紙のご請求は、株主名簿管理人の☎0120-87-2031で24時間受付けています。